

ワシントン駐在問題調査特別委員会記録

< 第23号 >

令和 7 年第 7 回沖縄県議会（11月定例会）

令和 7 年11月27日（木曜日）

沖 縄 県 議 会

ワシントン駐在問題調査特別委員会記録＜第23号＞

開会の日時

年月日 令和7年11月27日 木曜日
開 会 午後1時30分
散 会 午後5時20分

場 所

第2委員会室

議 題

1 証人尋問について

出席委員

委 員 長	西 銘 啓史郎
副 委 員 長	仲 里 全 孝
委 員	宮 里 洋 史
委 員	徳 田 将 仁
委 員	小 渡 良太郎
委 員	新 垣 淑 豊
委 員	大 浜 一 郎
委 員	上 原 快 佐
委 員	玉 城 健一郎
委 員	仲宗根 悟
委 員	高 橋 真
委 員	比 嘉 瑞 己
委 員	大 田 守

欠席委員

委員 新垣光栄
委員 当山勝利

証人尋問のため出席した者の職・氏名

(証人)

山里永悟

○西銘啓史郎委員長 ただいまから、ワシントン駐在問題調査特別委員会を開会いたします。

ワシントン駐在問題に係る証人尋問についてを議題といたします。

本日の証人として、平成27年度及び28年度当時のワシントン駐在初代副所長山里永悟氏に出席をお願いしております。

この際、御報告いたします。山里証人からは、質問確認のための筆記用具の使用について、申し出がありましたので、委員長としてこれを許可いたしましたので、御了解願います。

山里永悟証人におかれましては、本日は御多忙のところ御出席いただきまして誠にありがとうございます。

参考人招致を含め、本委員会の調査のために、御協力のほどお願いいたします。

証言を求める前に、証人に申し上げます。

証人の尋問につきましては、地方自治法第100条の規定があり、またこれに基づき民事訴訟法の証人尋問に関する規定が準用されることになっております。

これにより、証人は原則として証言を拒むことはできませんが、次に申し上げる場合には、これを拒むことができます。

すなわち、証言が証人又は証人の配偶者、4親等内の血族、3親等内の姻族もしくは証人とこれらの親族関係にあった者、証人の後見人又は証人の後見を

受ける者が刑事訴追を受け又は有罪判決を受けるおそれのある事項に関するとき、又はこれらの者の名誉を害すべき事項に関するとき、及び医師、歯科医師、薬剤師、医薬品販売業者、助産師、弁護士、弁理士、弁護人、公証人、宗教、祈祷又は祭祀の職にある者、もしくはこれらの職にあった者が、その職務上知り得た事実であって黙秘すべきものについて尋問を受けるとき、及び技術又は職業の秘密に関する事項について尋問を受けるとき。

以上の場合には、証人は証言を拒むことができます。これらに該当するときはその旨の申し出をお願いします。

基本的に、それ以外には証言を拒むことはできません。もしこれらの正当な理由がなく証言を拒んだときは、6か月以下の拘禁刑又は10万円以下の罰金に処せられることになっております。

さらに証人に証言を求める場合には、宣誓をさせなければならないことになっております。この宣誓につきましても、次の場合はこれを拒むことができることとなっております。

すなわち、証人又は証人の配偶者、4親等内の血族、3親等内の姻族もしくは証人とこれらの親族関係にあった者、証人の後見人又は証人の後見を受ける者に著しい利害関係がある事項につき尋問を受けるときは、宣誓を拒むことができます。それ以外には拒むことはできません。

なお、宣誓を行った証人が虚偽の陳述をしたときは、3か月以上5年以下の拘禁刑に処せられることになっております。

以上のことについて、御承知おきください。

それでは法律の定めるところにより、証人に宣誓を求めます。

傍聴者を含む、全ての皆様の御起立を願います。

(全員起立)

○西銘啓史郎委員長 山里永悟証人、宣誓書の朗読をお願いします。

○山里永悟証人 宣誓書。良心に従って真実を述べ、何事も隠さず、また何事も付け加えないことを誓います。令和7年11月27日、山里永悟。

○西銘啓史郎委員長 証人は宣誓書に署名捺印願います。ほかの皆様も、どうぞ御着席ください。

(証人、宣誓書に署名捺印)

○西銘啓史郎委員長 この際、証人に申し上げます。

証言は、証言を求められた範囲を超えないこと、また御発言の際には、その都度、委員長の許可を得てから行うようお願いいたします。

なお、委員各位に申し上げます。

証人は、自己の経験によって知り得た事実について、記憶を元に証言するものであることから、証人が直接経験しなかった事実や意見についての陳述を証人に対して求めることのないよう、御留意願います。

また、委員の発言の際は、威圧的な用語や表現を用いたり、証人を侮辱し又は困惑させるような質問とならないよう、証人の人権に十分御配慮願います。

次に、尋問の方法等について、休憩中に改めて確認いたします。

休憩いたします。

(休憩中に、尋問の方法等について、また、新垣淑豊委員から徳田将仁委員に、小渡良太郎委員から仲里全孝委員に持ち時間の全てを譲渡することが確認された。)

○西銘啓史郎委員長 再開いたします。

これより山里証人から証言を求めます。

最初に委員長から所要の事項をお尋ねしてから、次に各委員から尋問を行うことにいたします。

まず、あなたは山里永悟さんですか。

○山里永悟証人 はい、そうです。

○西銘啓史郎委員長 次に、職業、生年月日をお述べください。

○山里永悟証人 職業は———です。生年月日は———です。

○西銘啓史郎委員長 それでは、尋問順序に従って、各委員からの尋問を行います。

大浜一郎委員。

○大浜一郎委員 まず確認します。昨日、中田参考人はですね、副知事はかなりバイタリティーを持って指示をしてきたと証言をされました。あなたは当時

の副知事から、法人設立やビザ、F A R Aの対応について直接指示や働きかけを受けたことがありますか。具体的な事実を聞かせてください。

○山里永悟証人 私の立場で、副知事から、直接そのような具体的な指示などはいいただいた記憶はございません。

○大浜一郎委員 バイタリティーあふれるリーダーシップを取っていたという表現とはちょっと食い違いますが、それはそれと今の答弁に変化はありませんか。

○山里永悟証人 昨日の証人喚問を——ちょっと見れなかったところもあるんですが、見させていただきました。おそらく中田課長からの御発言だったかと思います。中田課長が、そのようなお話を受けたのかもしれませんが、また私のワシントン駐在事務所では、実質的には、部長クラスである平安山所長が上にいらっしゃいまして、平安山所長が、副知事とどのようなお話をされていたのかということは、具体的にはちょっと承知しておりませんが、私のようなものに対して、直接ですね、そのような副知事からの御指示といったものは、あまり記憶にございません。

○大浜一郎委員 次いで伺います。中田証人はですね、できあがったものを通してだけで、誰がつくったか分からないと証言しています。一方で起案担当の小濱氏、当時班長の金城氏は、自分たちは仕様書も積算もつくっていないと、明確に証言をしております。そうすると、仕様書、積算、委託内容を具体的に組み立てたのは、山里証人、あなた自身ではないのかと。これは間違いありませんか。イエスかノーかでお答えください。

○山里永悟証人 今おっしゃっているのは、平成27年の委託事業の、一番最初の委託事業のお話だと思います。思い返しているんですが、このワシントン駐在設置に係る委託事業の最初というのは、翁長知事がワシントン駐在を設置するという公約を掲げて当選をされて、翁長知事の御就任は、平成26年の12月だったかというふうに覚えています。それ以降はですね、限られた期間の中で、ワシントン駐在を設置するための委託事業の予算執行伺いとか、そういったものに関しては、当時の平成26年当時の地域安全政策課の課長である池田克紀課長が、知事とも調整をされながらですね、指示を出して、小濱さんだけではなくて、私なども一緒に取り組んだものというふうに思います。

○大浜一郎委員 それでは、山里さんがこれに関わったというわけじゃなくて、池田統括監と知事で作ったものを、ただ受け取ったということになりますけど、これでいいんですか。

○西銘啓史郎委員長 休憩いたします。

(休憩中に、委員長から大浜委員に対し池田統括監ではなく当時の池田課長との指摘があった。)

○西銘啓史郎委員長 再開いたします。

山里永悟証人。

○山里永悟証人 池田克紀課長が調整されて、我々職員に指示をして、それで担当である小濱さんだけではなくて、私とかも一緒に——なんといいますか、この組合せに関わっていたということでございまして、課長自身がですね、全てを事務的に……。だったんじゃないくて、私であるとか、小濱さんであるとか、ほかの職員も手伝ったかもしれませんが、課長の了解を取りながら、進めていったというふうに記憶をしています。

○大浜一郎委員 あなたがですね、平成26年度地域安全政策課の主幹に従事していた時期にですね、ワシントンコア社との委託内容、事業内容について、具体的な相談、すり合わせをしたというふうに思いますけれど、これいつ頃からですか。

○山里永悟証人 具体的なすり合わせをしたことについて、ちょっとはっきり覚えていないんですが、委託事業の仕様書の策定に当たっては、非常にはっきりと覚えていないんですが、商工労働部のほかの海外事務所の資料ももらいながら、それを参考にしたんじゃないかとは思いますが——すり合わせというのは、ちょっといろいろと意味が、私のイメージとはちょっと合わない感じがしますが、公募ですので公募するに当たっての仕様書というのは、当時の課長とも調整しながら、組み立てていったというふうには思います。

○西銘啓史郎委員長 休憩いたします。

(休憩中に、大浜委員からコア社と具体的にすり合わせしていたのではないかとの質問があった。)

○西銘啓史郎委員長 再開いたします。

山里永悟証人。

○山里永悟証人 平成27年の委託事業の公募の際には、2社から応募があったかと思います。公募する際の、公募のときの仕様書といったものの組立ては、課長と調整しながら作成したと思うのですが。それは、おそらくですけど、商工労働部の海外事務所の事例とかは、参考で多分見せてもらったように思いますので、そういった調整をしながら、課長にも見てもらいながら、組み立てたんじゃないかと思います。

○西銘啓史郎委員長 休憩いたします。

(休憩中に、委員長から山里証人に対して質問には簡潔に答えること、質問内容について疑問があれば休憩を求めて確認するようにとの発言があった。)

○西銘啓史郎委員長 再開いたします。

大浜一郎委員。

○大浜一郎委員 今の答弁ではちょっとよく分からなくて――要するに、山里さんは、それで間接的にしか関わっていないと思いますがというふうなことになるので、何も関わったことがないということですか。

○山里永悟証人 ちょっと先ほども申し上げましたように、起案者は小濱さんですが、課長を含めて私も小濱さん任せではなくて、一緒に取り組んでいたと思います。

○大浜一郎委員 ちょっと変えますけどね。

これね、リース料はね、資金管理権限がなかったんですよ。でね、ビザの正当性を疑われることがあってはいけないってことで、DCオフィス社から支払ったように見せかけるようなやり取りがありましたよね。要は、アメリカに対して資金の流れをこういうふうに見せる。要するにある意味、工作、仕組みを、

わざとせざるを得ない状況になってきたと。D C オフィス社が、資金管理権限を持たせないことがずっと続いていたと。これ出納管理者がいまさんから。当時はやっていないんですよ。なぜこれを本庁に確認しても、本庁から具体的な指示が全くない状態がずっと続いていた。これ、資金の中でのスキームっていうのは一体誰がね、皆知らないっていうんですよ。このスキームをつくったのは。一体誰がこのようなスキームをつくったんですか。要するに、そこで現金を扱ったりすると、L 1 ビザが非常に厳しいというふうに見られるかもしれないという恐れがあったんですか。なぜD C オフィス社でできなかったんですか。

○山里永悟証人 ワシントン駐在には、出先事務所が位置づけられていない。また出納員が配置できないということになりまして、特に初年度は、事務所もない状態でしたので、県から直接予算の令達ができないという中で、課長とも調整する中で、現地の委託事業者に支援をお願いするというスキームになっていったと思います。それは、予算を要求する際にも、総務部との調整も必要だったと思いますから、そういった中で、組み立てられていったのではないかと思います。

○西銘啓史郎委員長 休憩いたします。

(休憩中に、大浜委員から資金の流れのスキームをつくったのは誰の指示で誰がつくったのかはっきりと答えてほしいとの発言があった。)

○西銘啓史郎委員長 再開いたします。

山里永悟証人。

○山里永悟証人 誰の指示というよりは、当然、課長にも調整しないといけませんので。また予算要求の際には、委託事業費の中にワシントン駐在の活動経費というの、計上するという予算要求をしなければいけませんので、そういった調整の中で決まっていたとしか、ちょっと私はもう今説明はできない状態でございます。

○西銘啓史郎委員長 休憩いたします。

(休憩中に、委員長から山里証人に対して資金の流れのスキームづくりに関与していたのか否かを簡潔に答えるようにとの発言があった。)

○西銘啓史郎委員長 再開いたします。

山里永悟証人。

○山里永悟証人 先ほど申し上げましたように、そういった課長との調整であったりとか、総務部への説明であったりとかいった中には、ちょっと私も入って、調整に入っていると思います。

○大浜一郎委員 最後に確認しておきますけれどね、今回の参考人招致や百条委員会の証言に当たってですよ。県庁幹部や知事部局からね、事実を話さないように求められた、いわゆるね、口止めに当たる行為は一切ありませんか。もしあるとするんだったら、誰がいつ、どのような形でそういう働きかけがあったか、ないならないで結構。

○山里永悟証人 私の記憶の限りでは、そんな口止めのようなことはなかったと思います。

○大浜一郎委員 ないならないでいい。以上。

○西銘啓史郎委員長 次に、高橋真委員。

○高橋真委員 山里証人にお伺いいたします。本日は細かな記憶の正確さというよりも、当時、どのように受け止められていたか、どういうふうに判断していたかということを中心にお尋ねしたいと思っております。

まず、D C オフィス社の法人性についてお伺いいたします。

山里さんは、これまで日本の株式会社とは単純に同一ではないというふうに説明をされておりましたが、県の報告書では、日本の株式会社に相当する法人形態ということで整理をされております。当時の御自身の認識として、どういうお考えだったか教えてください。

○山里永悟証人 現地の弁護士と相談して、現地の弁護士の提案に沿って組み立てられたものだったと思います。それで、F A R A の登録を見据えている中で、営利活動は行わないといったことは意識していたと思います。また、ここは確かに微妙なんですけど、株式というものが、発行が許されているんだけど、それは、この事務所の法人が、沖縄県のほうの資金で設置されて、運営さ

れているといったことを明示するといったものだったんじゃないかと。これ、ちょっと、今から思い出してるようなこともあるんですけど。

それで、沖縄県に対してのみ、米国側で、この事務所が沖縄県の代理人組織だといったことを明示するためだけに発行されるので、第三者に譲渡されるとかいうこともない。ちょっとそういう理解もありましたので、特にはもう営利活動を行わないという意識が、ちょっと強かったものですから。平安山所長は、先日の参考人招致で、特殊法人という言葉が使われていましたが、当然、特殊法人という言い方をしたことも、私は当時なかったんですけど、平安山所長の認識に、実質的には私も近かったんじゃないかなと思います。

○高橋真委員 つまり、株式会社とは違う理解をしていた、そういうことでしょうか、伺います。

○山里永悟証人 株式会社と聞いたときには、これ正直な、正直な感想ですけど、違和感を感じてしまいましたので、営利活動しないはずなのにといったふうな思いは感じました。

○高橋真委員 どこで誤解が生じたと考えられますか。

○山里永悟証人 やはりこの事務所の法人は、沖縄県の代理行為を行うことを唯一の目的として設置されているということが、確かFARAの登録でも記載されていたと思いますし、そこを意識していたということが、今般、法人登録証やこの基本定款を改めて総務部や執行部で確認をしたところ、日本の株式会社に相当するというふうに今般判断をされたということと、当時の平安山所長と私が強く認識していた営利活動は行わず、沖縄県の代理行為のみを目的に設置されているという認識との、ある意味認識の乖離が出てしまったのではないかというふうに思います。

○高橋真委員 分かりました。ちょっと論点を変えます。

次に法人登録の報告内容についてであります。平成27年5月のオンライン会議で、法人登録について報告をされたと証言をされておりますけれど、会議記録には法人形態やリスクに関する具体的な記載が見当たらないということでもあります。当時御自身の報告の内容について、どういうふうな報告だったのか教えていただきたいんですが。

法人登記を行った事実のみを伝えたのか、それとも法人形態についてもある

程度説明をしたのか、また法的性質まで踏み込んで詳しく説明したのか、認識に近い御見解をお伺いいたします。

○山里永悟証人 ウェブ会議の議事録には、たしか法的に問題なく活動ができるよう、法人登記手続もしっかり進めているとかいう記載だったというふうに思います。なので間違いなく、そういう内容は、平安山所長が報告してくれたんですが、平安山所長が報告をされていると。それは間違いのないと思うんですが、記録に残っておりますので。

その直前にワシントンコア社から、平安山所長は、ある程度詳しい事前レクを受けていたようなので、その内容まで踏み込んで、説明をした可能性はあると思うのですが、ただ今回、証人喚問の場ですので、あまりちょっと推測にすぎことは述べるのは、適切ではないかもしれませんので。議事録には、もう、議事録に書かれていたとおりでしかなかったということでございまして、ちょっと私からちょっとこれ以上踏み込むのは、少し怖いところがございます。

○西銘啓史郎委員長 休憩いたします。

(休憩中に、高橋委員から法人形態についてもある程度説明をしたという認識に近いということかとの確認があった。)

○西銘啓史郎委員長 再開いたします。

山里永悟証人。

○山里永悟証人 認識としては、事前レクを直前で受けていますので、おそらく、そのウェブ会議に臨むに当たって、事前レクを平安山所長は受けていると思いますので、それに関する説明も、された可能性はあると思います。

○西銘啓史郎委員長 休憩いたします。

(休憩中に、高橋委員から当時のウェブ会議にて駐在側から法人形態についてもちゃんと説明したという証言でよいかとの確認があった。)

○西銘啓史郎委員長 再開いたします。

山里永悟証人。

○山里永悟証人 証人喚問に当たって、宣誓書も、今読まさせていただいておりますので、非常に緊張して、慎重になってるところがございますので、議事録であるとか、エビデンスに基づいて、お話をする場かなというふうに思っていますので。ただ、事前に事前レクを受けているといったことは、ちゃんとエビデンスもあるみたいですから、それに基づく、合理的なやり方としては、事前レクに基づいた説明まで平安山所長がされている可能性はあるのではないかとということです。私自身も、正直なところ、記憶だけでは、非常に心もとないところがございますので、書類を見せてもらって、思い出すといったところが多いものですから、事前に資料を受けているといったことは確認が取れておりますので、それに基づく合理的な、合理的と言っているのか分かりませんが、それに基づいたお話までされていた可能性はあるのではないかといたところまでかなと思います。

○高橋真委員 さらに伺います。今振り返ってみて、この報告の在り方については、県庁、本庁側の受け止め方というのは、どのような認識だったと受け止められておりますか。

○山里永悟証人 ここも記憶というか、その時の印象なんですが、私としては、また平安山所長もそうですが、知事訪米というのは非常に目立つ政治活動ですので、政治活動する前に、ワシントンの規制にのっとった手続というものは進めているということは、示さなければならないというふうに認識をしておりました。

その上で、少なくとも、議事録にあるように、法人登録は進めますという話が、最低限されてるはずなんですね。それを聞いた上で、本庁からは、知事訪米の準備を、ある意味急ぎなさいという指示でしたので——法人登録の手続は、目立つ政治活動の前に進めますよという説明もした上で、訪米の準備を進めなさいということでしたので、まさかこのワシントンの規制を横に置いて、無登録のままで進めなさいという指示とは考えられませんので、知事訪米の準備を急ぎながら、法人登録の手続も進めたという認識でございます。

○高橋真委員 どっちの認識に近いものですかね。

結果として伝達が十分だったのか、不十分だったと思っているのか。それとも伝達はしたけれど、共有されなかったのか、当時としては適切だったのか、どっちの認識に近いですか。

○山里永悟証人 伝達はしておりますが、本庁側は知事訪米の急ぎなさいといったことを重視されていて、あまり我々駐在が、ワシントンの規制にのっとって進めるために、法人登録といったものもちゃんと進めないといけないということは、こちら私の感覚としては、重く受け止めてくれなかったのかなというふうには感じました。

○高橋真委員 これは、いわゆる十分共有されてなかったと受け止めておるんですか、お伺いいたします。

○山里永悟証人 これまでの、あのウェブ会議には知事をはじめ、関係幹部の皆さんも参加されておりましたし、当然、我々からの報告を受けて、本庁で手続をしてくれるはずの地域安全政策課の方々も参加しておられました。なので、本庁側の対応は、結果的に取っていただけていなかったようですので、十分に受け止めてもらえなかったのかなというふうには感じております。

○高橋真委員 では次。課題意識と行動についてお伺いしたいと思います。

山里さんは副所長のこの部分についてですね、ブラックボックス化しており問題だと述べられている一方で、組織としては課題意識が共有されていないという、今の先ほどの証言のようにもお話をされておりました。実際の感覚としてですね、最も近かったものっていうのはどういったものかなと思っていました。

問題だと感じてはいたけれど、この本庁としては共有しきれていなかったのか。それとも、違和感があったけど、問題とまで強く意識していなかった。もしくは、組織として問題としても認識してなかった。どちらの認識に近いものなんでしょうか。お伺いいたします。

○西銘啓史郎委員長 休憩いたします。

(休憩中に、高橋委員から質問の趣旨の補足説明があった。)

○西銘啓史郎委員長 再開いたします。

山里永悟証人。

○山里永悟証人 本庁側で、どのような調整、対応されたのかというのは、ちょっと私のほうでちょっと十分には把握はできておりませんでした。今般、よ

く私が連絡、調整をしていたのは、担当班長の金城さんでありまして、金城さん先般、こちらで証言をされていたときに、私からの報告の中で、定款等を見ながら、法人登録は当然のことながら、この法人というのはもう株式というものがあるんだとか、あとなんか出資についても把握していたといった証言があったかと思います。なので私としては、当時も、地域安全政策課は少なくとも把握はしていたんじゃないかと。また本庁側の手続については、地域安全政策課のほうで、総務部等と調整をしながら、組織として対応してくれるものという考えだったというふうに思います。

ただ、小濱さんや、昨日のもう本当に金城さんが、間違いなく情報を報告しているはずの中田課長は、昨日何も知らなかったとか、私にとってはとてもショックなことをおっしゃっていたりするので、地域安全政策課の中でも、どのような調整がされていたんだろうかというのは、本当つい最近ですけど、とてもちょっとショックな状態ではございました。

○高橋真委員 もう正式にも重大な不備という見解が出ております。この部分に関しては。

最後に総括としてお伺いさせていただきます。

今回のこの証言を踏まえてですね、今回の一連の経過についてであります、御自身の認識というのはどちらに近いのかなということであります。

つまり、当時、もう少し踏み込んで対応すべきだったと感じているのか、もしくは当時の立場としては、もう判断には限界があったと感じているのか。もしくは、当時としては、全部適切に対応したんだというふうに感じているのか、当時の認識をお伺いいたします。

○山里永悟証人 この問題、大変多くの方に、大変な御迷惑をおかけしております。ただ、平安山所長も私も、必死に必死にやっていたことはございましたが、アメリカ側の対応で、精神的にも全く余裕がなかった。特に4月、5月の知事訪米の直前の中で進めている作業というのは、必死にやっていたということとはございますが、結果として大変多くの方に御迷惑をおかけしております。とても余裕はなかったと思うのですが、非常に反省しなければならない対応だったということはございます。本当に申し訳ございません。

○高橋真委員 以上です。

○西銘啓史郎委員長 次に、徳田将仁委員。

○徳田将仁委員 山里さん、よろしくお願いします。

前は参考人、そして今回は証人というところで、また今日もよろしくお願いします。

前回ですね、この参考人として呼び出したときに、この2代目運天所長が、先ほどもあったんですけど、このブラックボックス化したとの証言をしていたんですが、今回運天さんはそれを否定していました。なぜそのように思ったのか、もう一度、お願いします。

○山里永悟証人 参考人招致に臨むに当たって、私の後輩である、2代目と3代目の副所長に、当時どうだったのっていう話を聞く機会がございました。運天所長からも説明があったとおり、この事務所の法人というのは、株式を発行する形態であるといったことは、運天所長は認識をされて、また対応もされていたという説明だったかと思いますが。この副所長たちはですね、この定款であるとか、その株式に関する資料を当時見たことがなかったんですという、ちょっと話が聞けたものですから、2人しかいない事務所で株式に関するものであるとか、株式を発行する事務所の法人であるとかといったことを、運天所長しか知らない。そういう期間ができてしまったということを知って、私も驚いてしまったのですが。ただ、運天所長は、私も非常に尊敬する大先輩でございますので、慎重に対応されただけで、おそらく副所長と食い違いがあっただけなのではないかと、今は思っております。決して、運天所長は、意図したものはなかったんじゃないかというふうに、今思っております。

○徳田将仁委員 では、2人しかいない職場の中でって話なんですけど、現地職員はいないんですか。

○山里永悟証人 大変失礼いたしました。

運天所長が、着任されたときには、現地職員が1人おりましたので、3名ですね。はい。失礼しました。

○徳田将仁委員 今、山里さんがおっしゃっているブラックボックス化という資料というか、ブラックボックス化したという山里さんが思う、具体的にどのようなものがブラックボックス化されていたんですか。

○山里永悟証人 具体的には、この事務所の法人が株式というものを発行する

形態の法人であるといったことは、定款を見れば明らかに分かるのですが、定款であるとか、その基本的な資料といったものを副所長が見ることができなかったと私は聞いたんですが、単にもう食い違いで見れなかっただけじゃないかなというふうに、運天所長の証言とか今聞いてですね。また、運天所長の人柄からすると、結局は副所長との食い違いみたいなものがあったのではないかなというふうに思います。

○徳田将仁委員 今のお話を聞くと、定款だけなんですか。定款とそのほかの書類というのはどういった書類ですか。

○山里永悟証人 本当にすみません。細かく全部は覚えていないのですが、令和2年の11月に、3代目の副所長から株式というものがあるということで、本庁に確認の作業が発生している。ちょっとそこに繋がっているのですが、その時に、法人の登録書であるとか、おそらく定款とか、あと設立総会に関わる合意書とかですか、そういったものを、運天所長が卒業されて、初めてその時の副所長が見つけたといったことが発端になっていたというふうに思いますから、そういった書類といったものが、運天所長がいるときに、彼らは見ることができなかったんだろうなと思います。

○徳田将仁委員 先日ですね、起案者である小濱さんから、話を伺いました。そのときに、小濱さんは、起案書の大部分は山里さんからいただいたと言っていたんですが、その起案書の大部分は、山里さん自身が考えたことで間違いないですか。仕様書。

○山里永悟証人 小濱さんは、当時の池田課長と私が調整をして、作成したものを受け取ったという説明だったと思いますし、当時の池田克紀課長は、非常にリーダーシップの強い課長さんでしたので、池田課長と調整をしながら、組み立てたと思います。

○徳田将仁委員 では池田課長と、山里さんが指示を出したということによろしいですか。

○山里永悟証人 ちょっと記憶は定かではないのですが、何かを参考にしてつくっているはずなので、商工労働部の海外事務所の事例の資料をもらったりして、それを参考にしたのではないかと。少し推察が入りますが、そのように思

います。

○徳田将仁委員 仕様書の作成は、どなたの指示で、山里さんは、池田さんとともに、この小濱さんに指示を出したんですか。

○山里永悟証人 翁長知事が着任されたのが12月ですので、池田課長が知事にも調整をして、我々に指示を出したっていうのは——はっきりとは覚えてないんですが、時系列的には、もしかすると1月頃になるかなと思うんですけど、課長の指示を受けて、小濱さん任せにするのではなくて、我々も一緒に取り組んだというふうに思います。

○徳田将仁委員 では、一緒に取り組んではいるんですけど、池田課長の指示で作成したということよろしいですか。

○山里永悟証人 それはもう課長の指示がなければ、できませんので、課長の指示を受けてやっていると思います。

○徳田将仁委員 起案の時点、そして仕様書作成の時点で、この委託のスキームというのはありましたか。

○山里永悟証人 仕様書と、起案を出す段階では、スキームは見えていたんじゃないかなというふうに思います。

○徳田将仁委員 このスキームは誰が作成したんですか。

○山里永悟証人 それもちょっと、先ほどから申し上げているように、課長とも調整をしますし、予算というのを確保しなければいけないです。それは財政課と調整をしないと予算がつきませんので、財政課とも調整をする中で、組み立てられていたというふうに思います。

○西銘啓史郎委員長 休憩いたします。

(休憩中に、徳田委員から誰が作成したのかだけを端的に答えてほしいとの発言があった。)

○西銘啓史郎委員長 再開いたします。

山里永悟証人。

○山里永悟証人 おそらくワシントン駐在に、出先事務所というのが位置づけられないとか、出納員が配置できないとかいった総務部との調整の中で、いろいろ条件が限られてきてしまったと思うんですね。推察も入るんですが。そういった中で、組み立てられていったとしか、ちょっと私としてはですね、今お答えができない状態でございます。

○西銘啓史郎委員長 休憩いたします。

(休憩中に、徳田委員から誰が作成したのかについて答えられないのか、分からないのか、知っているけど言えないのかどちらであるかとの確認があった。)

○西銘啓史郎委員長 再開いたします。

山里永悟証人。

○山里永悟証人 仮に出納員が配置できれば、県から直接その事務所に予算の令達ができたはずですので、委託事業の範囲というのも、変わってきたかなというふうに思いますので、やはりちょっと調整の中で、組み立てられていったと思います。

○西銘啓史郎委員長 休憩いたします。

(休憩中に、委員長から言えないのか、分からないのかをはっきりと端的に述べるようにとの発言があった。)

○西銘啓史郎委員長 再開いたします。

山里永悟証人。

○山里永悟証人 ちょっと証人喚問の場なので、ちょっと正確なお答えじゃないと非常に怖いところがございます。この出納員が配置できないとか、出先事務所に位置づけられないとか、ああいった調整を、もう課長のほうが総務部とされたのか、ちょっと私がやっていたのかといったところが、ちょっとはっ

きりしなくてですね。ただ、これ、課長の了解を取らないと、予算要求であったりとか、この起案公募もできませんので、その調整の中で、組み立てられていたということでございまして、小濱さんも一緒になってやってくれたのかもしれませんし、とてもちょっと1人で決めるっていうことではなかったというように、ちょっとこれも推測が入ってしまうのですが、そのように思います。

○徳田将仁委員 今、令和2年11月の聞き取り調査を見ているんですけど、山里さんに対して、基地対策課から聞き取り調査があったと思うんですよ。

そのときに、初代副所長である山里さんに——皆さん担当、みんな何も分からなかったのも山里さんに聞いたところ、山里さんはコア社と相談してこのような形を取ったって、言っているんですね。それについての、今さっきの話と含めてですね、どちらが正しいのか。コア社と相談して進めていっているのか、それとも、課長がこのスキームが作成したのか、どちらが正しいのか。教えてください。

○山里永悟証人 そこで、この令和2年に聞き取りって唐突に急に來られて聞かれたので、ちょっと記憶の整理もできずに答えて、さらに聞き取ったメモをまとめているんですけど、それをちょっと当時私も見せてもらってなかったもので、そのとおり本当に言っていたのか、確認を取る機会は与えてもらえなかったもので、少しちょっと疑問があるところあるんですが。

今、徳田委員が言っている部分というのは、委託事業の組立てをコア社とやったという意味ではなくて、既にもう契約が終わって、事務所、米国で公式に認められる米国法人としての事務所の設置が必要といったことはもう、そこはもう4月当初から決まっていて、その中で弁護士との相談が始まって、弁護士が国務省に相談をしながら、この形の米国法人にしようと組み立てたところを、コア社と一緒に組み立てていったということでございまして、徳田委員がおっしゃった委託事業の組立てではないと思います。

○徳田将仁委員 では先ほどの話に戻りたいと思うんですけど、先ほどスキームを作成し得る、できる担当者は誰なんですか。このスキームをつくる担当者は誰だったんですか。どなただったんですか。

○西銘啓史郎委員長 休憩いたします。

(休憩中に、山里証人からスキームとはワシントン事務所については委

託事業として組み立てて駐在の全ての経費をまかなっていくスキームのことであるかとの確認があり、徳田委員からそうであるとの発言があった。)

○西銘啓史郎委員長 再開いたします。

山里永悟証人。

○山里永悟証人 なので、それはワシントン駐在事務所に出纳員が配置できないということになったので、現地の委託利用者、第三者にその部分を含めて、支援をお願いするという組立てになっていったということは、これは、ただ、私も含めて課長とも相談をしながら、関係部局とも調整の上で、固まっていたということだと思います。

○徳田将仁委員 この委託のお話になるんですけど。初年度のプロポーザルの資料っていうのが、今のところ不存在なんですね。初年度、一番最初の資料がないんですよ。私たちに提出されていなくて。どのようなプロセスで選定がされたのか、教えてください。

○山里永悟証人 たしか選定委員は知事公室長。当時の政策参与後に初代所長になる平安山所長だったと思います。基地防災統括監と地域安全政策課長、それと秘書課長ですか。はい。私もちょっと資料を見返したんですけど、その評価委員の皆さんで、企画提案を評価していただいて、評価の結果、2社からたしか応募があったのですが、ワシントンコア社が選定されたということでございます。

○徳田将仁委員 今確認して、したということですので、提案書、議事録いずれかでいいので、見たことがあるということですね。持っているということですよ。

○山里永悟証人 基地対策課から、提供を受けまして、評価表を確認しました。

○西銘啓史郎委員長 休憩いたします。

(休憩中に、徳田委員から山里証人が見たという平成27年度委託事業のプロポーザル評価結果表の資料の提出要求の要望が出されたが、既に

資料として提出されていることが確認された。)

○西銘啓史郎委員長 再開いたします。

徳田将仁委員。

○徳田将仁委員 では、また違う質問したいと思います。

県の出先機関では、ビザが取れないと知ったのはいつですか。

○山里永悟証人 県の出先機関ではビザが取れないという話は、出ていなかったというふうに思いますが、当初からFARAの登録とかビザを取得するためには、米国で公式に認められる米国法人としての事務所の設置が必要といったことは共有されていて予定されていたと思います。

○徳田将仁委員 それを最初に知ったのは、どなたが知って、それを知ったから、出先機関ではいけないということになったと思うんですよ。それで、どなたがこれを言い出してきたんですか。

○山里永悟証人 それを知ったから、出先機関に位置づけられなかったということではなくて。これも本当に推測になってしまうのですが、海外に県の出先機関を位置づけることが——もう本当にうろ覚えの推測で大変恐縮ですが、出納員を配置するために、財務会計システムを海外とか出先機関には引っ張らないといけならしくて、それが難しいという話を聞いたことがありましたので、少しちょっと別の話ではないかと思います。

○徳田将仁委員 分かりました。

では、副社長という肩書きを同意した事実がありますか。

○山里永悟証人 はい。弁護士が用意してくれた書類に、駐在が米国で適正に活動するために必要な手続だということで、そういう認識で、平安山所長が説明を受けてサインをすれば、私も追隨する形で、サインはしたと思います。

○徳田将仁委員 その会社役員、この副社長とする提案をしてきたのは、弁護士という認識でよろしいですか。

○山里永悟証人 私の認識ではそうです。そういう組立てをしてくれたと思い

ます。

○徳田将仁委員 その弁護士はどなたかも御存じですか。

○山里永悟証人 今般、百条委員会でもよくお名前は出てくるのですが、正直なところ、私はそのお名前までは覚えておりませんでした。ただ、今よくお名前が出てくるので、その関係で最近覚えるようになりましたけれど。

○徳田将仁委員 いま一度お聞きしたいんですけど、当時、会社の副社長であったのか、それとも県職員として、認識していたのか。お聞かせください。

○山里永悟証人 当時の認識は、沖縄県の駐在員として、米国で適法に活動するための、その受皿として組み立ててくれたものだというふうに認識してたと思いますので、ほぼ、沖縄県の駐在であるという認識で、駐在活动に取り組んでいたという認識ではございましたが、昨今執行部から考えが示されておりましたように、県職員としての駐在員としての身分も保有して、受皿としての事務所法人の身分もたしか併せ持っているということはちょっと改めて、説明を見て理解したところでございます。

○西銘啓史郎委員長 休憩いたします。

(休憩中に、徳田委員から当時は副社長という認識だったのか、県職員としての認識だったのか、簡潔に答えてほしいとの発言があった。)

○西銘啓史郎委員長 再開いたします。

山里永悟証人。

○山里永悟証人 駐在の活動を専らしておりましたので、県の駐在員としての認識がございましたが、当然、随所、随所で、事務所法人としての手続もございましたので、その時には、アメリカ側から見れば、その身分も保有して、兼ね備えているんだといった認識も一部にはございました。

○徳田将仁委員 まさに今、それを聞きたいんですけど——聞きたいというか、それが本当にそれが通るのかという話になってくるんですけどね。その中で、ビザ書類には、会社の役員と提出して、そして、しかし県職員として駐

在としている。それはどちらが正しくて、どちらが虚偽なんですか。

○山里永悟証人 先ほども申しあげましたように、県職員としての身分も保有しながら、アメリカ側では、駐在事務所の役員も、兼ねているということです。どちらが虚偽という認識はございませんでした。

○徳田将仁委員 今振り返ってみると、今の自分、今の発言もおかしいなと思いますか。

○山里永悟証人 県職員としての身分を保有しながら、事務所法人の役員も兼ねているといえますか、兼ね備えているといったことは、県の考え方でも示されていると思いますし、県の考えに沿った考えだと思います。

○西銘啓史郎委員長 休憩いたします。

(休憩中に、委員長から山里証人に対して今の発言とその前の発言が矛盾しているようにも思えるため、整理してからはっきりと答えるようにとの発言があった。)

○西銘啓史郎委員長 再開いたします。

山里永悟証人。

○山里永悟証人 ふだんは沖縄県の駐在員として活動しておりますので、沖縄県の駐在員としての身分の認識。事務所法人の役員としての手続が随所にございますので、その時には、事務所法人の役員としての認識もあったということでございます。

○徳田将仁委員 分かりました。

このビザ申請書類の作成者というのはどなたですか。

○山里永悟証人 作成者ですよ。それは、移民法の専門の弁護士が作成してくれたと思います。

○徳田将仁委員 申請者もどなたかお答えください。

○山里永悟証人 申請者はちょっと、すみません、うろ覚えで。私だと思うんですけど、もしかすると、弁護士が代理でできたのかもしれませんが。すみません。申請者は私だと思います。

○西銘啓史郎委員長 休憩いたします。

(休憩中に、徳田委員からはっきりと答えてほしい旨の発言があった。)

○西銘啓史郎委員長 再開いたします。

山里永悟証人。

○山里永悟証人 申請者は私です。

○徳田将仁委員 分かりました。

このワシントン事務所の副所長でありますから、年間の予算というのは、誰が根拠というのは捻出してるんですか。ワシントン事務所の年間の予算。

○山里永悟証人 ワシントン事務所を含めてワシントン駐在活動の予算は、委託料で全て賄われておりますので、本庁所管課で予算は計上されていると思います。

○徳田将仁委員 所長、副所長がやっぱりその場所、現地にいるわけですから、そこはどれぐらいのお金がかかるとか、やはりいろいろな積算と思うんですね。そういった積算、一切関わってないっていう認識でよろしいですか。

○山里永悟証人 現地に行ってから、積算書を作ったことはないんじゃないかと思います。ちょっと記憶の限りで申し訳ないんですが。

本庁の委託料の担当の人が、過去の実績というか、そういったものを参考にしながら、組み立てたのではないかなと——これもちょっと推察で申し訳ございませんが、すみません。私記憶で話していて、たまに正しくないというのを…。非常に怖いんですけど。そうじゃないかなと思います。本庁のほうで、精査したんじゃないかなと思います。

○徳田将仁委員 いわゆる、これも根本的な問題なんですけど、公有財産登録は、山里さんも後々は知り得たと、知ってしまった。そのときに、山里さんは

こういったアクションを起こしたのか、お聞かせください。

○山里永悟証人 公有財産登録の話をも具体的にしたのは、2代目の運天所長に……。運天所長は、その前は駐在を所管する基地対策課の課長さんだったので、ある程度御存じだとは思っていたのですが、法人登録証であるとか、基本定款という、ワシントンDC特別区から発出されたこの原本——原本というのは、やっぱり非常に大事だと思ったので、ちょっと、あえて見てもらおうと思って見てもらいました。そのときに、運天所長から、ある程度御存じだったようですが、公有財産登録のお話をすぐにされたので、そのとき、本庁側の手続として、公有財産登録とか、そういった必要な手続が取られていないのかなということに気がつきました。

○徳田将仁委員 そこら辺がちょっと、お互い矛盾している点なんですけれど。運天さんもそちらで初めて定款を見て、株式を有する会社と思って、今どういう状況なのかって、コア社に確認したとか言っていたんですね。これは2人違うなと思うんですけれど。

あと1点、今回の問題の中でですね。山里さん自身に最も自分で責任があるなと思うところがあれば、お聞かせください。

○山里永悟証人 今般、大変な問題になっていますので、非常に自分を追い詰めるところもあるんですが。一番、そうですね、一番、一番思っているのは、今般先生方がいろんな関係職員に証人喚問とかで話をお聞きなってるんですが、小濱さんに確認をしても、当時の担当班長だった金城さんに確認しても、金城班長は何かある意味、正直にこの法人が株式というのを発行するっていうことも把握していたし、出資ということも把握をしていたというふうな説明があったと思います。片や昨日は、その上にいる中田課長は、法人ということすら何か知らなかったっていうことおっしゃっていたり、そういった本庁の状況というのは、私がちょっと十分に把握ができていなかった。私もちょっとアメリカ側のことで、もう本当に余裕がなかったというところでございますが、一番よく、足りないながらも、恐らく情報を把握して取り組んでいたのは、この3人の中では、やはり金城班長かなというふうに私は感じましたので、もっと彼を私も十分に連携をして、ワシントン側からも支えて、彼からの何か確認事項とか、手続を進めるようなことをもっと連携できてればなというふうに思いました。

○西銘啓史郎委員長 次に、大田守委員。

○大田守委員 よろしくをお願いします。

まず最初にですね、山里証人のほうにお聞きしたいのは、26年度の後半から準備の段階から関わっていたということで、よろしいのでしょうか。

○山里永悟証人 当時の池田課長から命じられて、関わっていたメンバーの1人だと思います。

○大田守委員 そうであればですね、起案書を出すときにそれだけ数字とか、何らかの目的等、これをちゃんと書かないと起案書にならないと思うんですね。起案書を作るのは、もう山里さんも関わってしっかり作ってきたということ。それとも当時の担当課長が主体となって作られたのか。

○山里永悟証人 起案書自体は、担当の小濱さんが書かれたのではないかと思います。

○大田守委員 小濱さんは起案書を書くためには、やはり上司の指示がなければこれは書けないと思うんですね。もしくは、その管理できる方々の意見を聞かないと書けないと思うんですね。それはこういった形で指示が来たのかというのは、御存じでしょうか。

○山里永悟証人 私は池田課長から指示を受けたように思いますし、小濱さんも直接指示を受けられたのか、また我々も一緒に入って指示を受けたのか、どちらかだと思います。

○大田守委員 基本的には、当時の池田課長のほうから指示を受けてやったということでしょうね。

○山里永悟証人 池田克紀先輩のお名前をしょっちゅう出すのも気が引けるんですけど、とてもリーダーシップのある力強い先輩でした。なので、翁長知事とも調整をされて、判断力もございましたので、それで方向性を池田課長のほうが示されて、下にいる我々はそれに従って対応したというふうに思います。

○大田守委員 そうであればですね、当時の担当副知事が、その方は全く自分

はそれに関わっていないという形で言われているんですけども、それは私は担当としてはちょっとおかしいんじゃないかなと。やはり、山里さんのほうも課長のほうからの指示であれば、その上の指示はちょっと分かんないということで、よろしいでしょうか。

○山里永悟証人 池田課長が翁長知事と調整に入った際に、1度、後ろかどこかでお話は伺った覚えはあるんですけど。副知事との調整では、ちょっと入ったかどうかはあまり覚えてないです。

○大田守委員 山里さん前回のときに、平安山所長が、度々県の知事含め三役と電話をしていたということがあるんですけども、その内容は平安山所長のほうから聞いた覚えはないですか。

○山里永悟証人 私が聞いたのは、沖縄側は朝なんでしょうけれど、ワシントン側は夜中になっているので、平安山所長が夜中に電話がかかってきて大変だったといったそういったお話ぐらいしか聞けてなくて、ちょっと具体的な内容までもうちょっとおっしゃっていたんでしょうけど、あまり具体的な内容に立ち入ってまでは把握はできておりませんでした。

○大田守委員 まず、その流れの中ですら、インターネットを使った会議とか、会話もしていたということも聞いてはいるんですけども。その点に関しては。ウェブ会議です。

○山里永悟証人 私が一緒に入れたのは、もうこれもワシントン側は夜中だったんですけど、先ほどから申し上げてるとおり、知事、副知事、関係幹部、地域安全政策課長とか、基地対策課長とか、関係する職員とかもたくさん入ったウェブ会議というものがございました。

○大田守委員 ちょっと確認したいんですが、当時の担当副知事はウェブ会議も覚えてないと、知らないと。ほぼほぼ関わっていないということだったんですが、山里証人のほうでは、副知事もいらっしゃったということでよろしいでしょうか。

○山里永悟証人 これについては、参考人招致の後で修正をさせていただきましたが、そのウェブ会議に参加していたのは、記録を見たら浦崎副知事でした

ので、安慶田副知事は参加されておりました。

○大田守委員 それから前回、今回も出ましたが、ブラックボックス化ということに関しては、これは何を、どなたがブラックボックス化していたのかというのは、これは明言できますか。

○山里永悟証人 運天所長に関しては、もう本当に、私も大変尊敬する大先輩でありまして、その下に立つ副所長から定款であるとか、法人登録証もですかね、株式といったものを見る機会がなかったっていうことを聞いて、ちょっと私もちょっとショックを受けて、そういう表現をしてしまいました。

ただ、そのあと、運天所長のもう落ち着いた証言等を聞きました。決して運天所長が意図したことではなくて、私の後輩である副所長2人が敷居を感じてしまったのか、大事な書類を見せてもらうことがなく、運天所長しかこの事務所法人に株式というものがあるんだと——定款とか見れば明らかに分かるんですけど、その機会がなくて、運天所長しか事務所法人の株式というものを知ることがなかったという期間が何年間か存在してしまうといったことをちょっと察して、あのような表現をしてしまいました。

○大田守委員 最後に質問なんですけれども、マスコミにも平安山所長を含めてこの発表されておりますね、株式のね。そうすると知らないわけないですよ。でも知事を含めて、昨年度の10月にしか知らなかったという形で言っているんですけども、最近やっと修正しております。そういった中では、引継ぎがどういった形でやられたのか、引継ぎがうまくいってなかったのか、そこはどうなんでしょうか。

○西銘啓史郎委員長 休憩いたします。

(休憩中に、山里証人から引継ぎとは所長間あるいは副所長間での引継ぎのことかとの確認があり、大田委員からそうであるとの発言があった。)

○西銘啓史郎委員長 再開いたします。

山里永悟証人。

○山里永悟証人 この法人に関することをまず中心にお話すれば、先ほど申し

上げたように、2代目の運天所長は、本来は平安山所長から引継ぎを受けているはずなので、ちょっとその所長同士の引継ぎっていうのは、私は内容はちょっと把握できておりませんが、運天所長が事務所にいらしたときに、ワシントンDC特別区から発出されてる法人登録の原本、基本的に原本って、これはしっかり見てもらったほうがいいと思って、僭越ながら、私の立場から運天所長に原本はこれですといったことで説明をさせていただきました。運天所長はもともと基地対策課の課長で、ある程度法人のことも、私のイメージでは把握されてるような御様子で、すぐにちょっと公有財産登録のお話をされていたということが非常に印象に残っております。

○大田守委員 ありがとうございます。

○西銘啓史郎委員長 次に、宮里洋史委員。

○宮里洋史委員 山里さん、ありがとうございます。どうぞよろしく願いいたします。

やはりですね、初めのほうからの話になって大変恐縮なんですけども、公有財産の登録っていう部分を、山里さんはしっかり運天さんに伝えたっていうお話を参考人のときに、おっしゃっていたんですね。こういう形態の株式会社ですみたいなことは。それは事実ですよ。

○山里永悟証人 大変僭越ですが、少しちょっと宮里議員と思い違いがあるみたいなんで。公有財産登録のお話をされたのは、運天所長のほうから私のほうに。私は公有財産登録というのは、アメリカ側の手続ではなくて、本庁側の所管課でやる手続なので、運天所長も直前までその所管課の課長だったので、その本庁側の所管課の対応として、公有財産登録というのがまだされてないというお話をされてるように受け止めてしまったんですね。アメリカ側の手続ではないもんですから。

○西銘啓史郎委員長 休憩いたします。

(休憩中に、宮里委員から山里証人は運天所長に対して単純にこういう形態の法人ですよということは伝えたのかとの確認があった。)

○西銘啓史郎委員長 再開いたします。

山里永悟証人。

○山里永悟証人 少し正しく説明します。運天所長は、直前までそのワシントン駐在を所管する基地対策課の課長さんでしたので、法人のこともある程度把握されているものだと私は思っていて、ただ、さすがにそのワシントンDCから発出された法人登録書とか、基本定款の原本ですね、原本というのは見ていないだろうと思ったし、どこのファイルにあるかも分からない状態だとそれは非常によろしくないと思ったので、所長として。ここにありますということで開いて説明をしていくうちに、運天所長が公有財産登録のお話をされたということで印象に残っています。

○宮里洋史委員 そのときに株券ってありましたか。

○山里永悟証人 株券は、弁護士事務所に保管されていたということで、その事務所にはございませんでした。

○宮里洋史委員 令和2年の聞き取りなんですけれども、そのときはですね、山里さんはこうおっしゃってるんですね。法人として登録する必要があった、登録手続上必要であるとして株式を発行する手続を取ったと記憶している。ただし、実際に株券を発行した資金の動きといった実態はなく、このため本庁での財産登録もできないという話になったと記憶しているって、これ事実ですか。

○山里永悟証人 このメモを当時、玉元さんが急に私のところに来て話を聞いてきたんですけれど、急なことだったのでちょっと記憶の整理もできなくて、正確に記憶してる自信がなかったので、現地の委託事業者にも正確なところを聞いてくださいというふうにお願いをしているはずです。このメモを私が発言したというふうに今なってるんですけど、メモを作成したときに、私が言った内容がこれで正しいですかっていう確認を取ってもらってないんですね。なので、本当にこんな表現だったのかなっていうことは少し疑問に思ってる部分があって。というのが、本庁側でどう処理したとか対応したとかいったのは、私も十分に把握できていなかったもんですから、少しちょっとメモを書き起こした方の何か異訊みたいのが入ってないかなあというふうには感じています。とにかく、そのちょっと記憶が正確か自信がなかったので、現地の委託事業者とかにしっかり確認してくださいというふうには伝えていると思います。

○宮里洋史委員 当時、アメリカで株券見たことありますか。

○山里永悟証人 基地対策課から株券を見せてもらいまして、平安山所長と私のサインを確認いたしました。ほとんどの書類に関してそうなのですが、書類を見て初めて思い出すといったことがほとんどでございます。株券を見たときにも自分のサインがありましたので、間違いなく見ているはずですが、用務と用務の間の短い時間での手続になってしまったのか、この株券については非常に印象が薄くて、見ているうちにたしかあったかというそういう状態になってしまいました。

○宮里洋史委員 株券がないから財産登録できないって、山里さんも運天さんも各所各所で発言されてるんですけど、じゃこれは違うということではよろしいですね。これははっきりおっしゃってるんですよ。本会議場でも言われてます。知事、基地対策課ですよ。

○山里永悟証人 株券に平安山所長と私がサインをしておりますので、手続はしているはずです。手続をして、そのまま弁護士事務所に保管になってしまったのか。これもちょっと推測なんですけど、恐らくですよ、この株券は、この駐在事務所の法人が、沖縄県の資金で設置をされているということをやっぱり証明するためのものだったのかなと。なので、何か調査があったときとかに弁護士事務所がすぐに提示できるように、弁護士事務所に保管してしまったのかなと、ちょっと今推察はしているところですが。ちょっとこれすみません、余計なことかもしれませんが。

○宮里洋史委員 その株券は、この1000ドルは誰のものって書いてましたか。

○山里永悟証人 沖縄県に対しての発行だったと思います。

○宮里洋史委員 沖縄県のものということですよ。

○山里永悟証人 はい、そのように思います。

○宮里洋史委員 ちょっと話を前の委員の質問に戻しますけれども、今回の仕様書の作成に関しては、各課でやったってあるんですけども、担当者は山里さんから頂いたと言われているんですね。それは事実ではないということですか。

○山里永悟証人 いえ、小濱さんがそう言っているので、私が課長とも調整して作成したものを渡したということじゃないかなと思います。

○宮里洋史委員 その場合、やっぱり積算とかもされると思うんですけども、起案書の場合、積算されるって課長もおっしゃっていたので積算には関わっていますか。

○山里永悟証人 ほかの職員にも手伝ってもらったかもしれませんが、やっぱり関わってはいるんじゃないかなと思います。課長から指示を受けて、小濱さんだけに任せるんじゃないかなと思う。

○宮里洋史委員 その積算をパソコンで打った人は誰ですか。

○山里永悟証人 すみません。はっきりと覚えていません。

○宮里洋史委員 山里さんかどうかだけお答えください。

○山里永悟証人 すみません、覚えていません。私がそういう細かい作業までやったかどうかは覚えていません。

○宮里洋史委員 当時、県の柱の事業の一つでありました。それに取り組むっているのは栄誉ことだと思います、忙しい中でも。それに対して誰が仕様書を作成して、誰が責任を持ってやったのかは、分からないということでよろしいですね。

○山里永悟証人 先ほど申し上げたように、当時の課長が陣頭指揮を執って、我々みんなで協力して取り組んだというところでございます。

○宮里洋史委員 先ほどは、金城班長が全て把握されているとおっしゃっていました。じゃ、池田課長も全て把握されているという答弁でよろしいですか。

○山里永悟証人 金城班長は、その翌年から地域安全政策課に赴任をされています。この委託事業に関しては、先ほど申し上げたように、翁長知事が赴任されたのが、着任されたのが12月なので、恐らくですが年明け1月頃から課長が

調整をされて、取り組まれたのではないかなというふうに思いますので。当然ながら我々のほうで作業しますが、課長の下承とか判断を得ながら進めていったと思います。

○西銘啓史郎委員長 休憩いたします。

(休憩中に、宮里委員から先ほど山里証人が金城班長は委託事業に関して全て知っているはずである旨の証言をしたことを踏まえて聞いているとの発言があった。)

○西銘啓史郎委員長 再開いたします。

山里永悟証人。

○山里永悟証人 金城班長が把握していると言ったのは、その平成27年入ってからですね、法人登録証であるとか、定款であるとか、ああいったものを見て把握して、法人の形態であるとか、株式というものが発行があるといったことであるとか、出資についても、金城班長は把握していたという証言を先日されてたと思うんですよ。私、この証言を見てたんですけど。そのことについて申し上げて、小濱さん、金城班長、昨日の中田課長、この3人、地域安全政策課にいた3人の中で、金城班長が一番よく把握されていたというふうに感じたことを申し上げたわけであって、平成26年当時に組み立てた委託事業に関してのことではないです。

○宮里洋史委員 小濱さんは、課長から法人設立したっていう説明を当時受けたと言っているんですけども、課長は知らないとおっしゃっていました。山里さんはこの中田課長にお伝えしましたか。法人できたよって。

○山里永悟証人 はい、伝えていると思います。ウェブ会議の議事録でも、法人登録は進めますということは議事録にも残っておりますし、調査検証委員会の報告書の中でも、地域安全政策課は、平成27年5月7日には駐在が活動するためには、米国で公式に認められる米国法人としての事務所設置が必要といったことは、地域安全政策課は明確に認識していたというふうに記載はされていて、それは地域安全政策課が作った文書の中にそういった記載があったからだと思います。よくその私、2週間に1回、地域安全政策課長中田課長宛てに、駐在業務報告を出していたんですけど、その中田課長宛ての報告の中にも、

事務所のワシントンD C 特別区への法人登記、法人登録は完了という一文が入っているはずです。

○宮里洋史委員 分かりました。先ほど質問もあったんですけども、第1回、平成27年の企画の審査の議事録はなかったんですか。

○山里永悟証人 ちょっと記憶をたどるのは非常に困難なんですけど、基地対策課からもらった資料には議事録はなくて、選定委員の皆さんの評価の点数ですね、その点数表がございました。

○宮里洋史委員 山里さん、最後に聞きますけれども、平成27年の年明け、26年度末に急にアメリカに行けという指示があって行ったと。手探り状態でいろいろ動いたと。委託事業に関してですよ、これから事業をつくるに当たって、コア社に相談したことはございますか。

○山里永悟証人 いわゆる企画提案の公募を行いましたので、その応募をいただいて選定されてからは当然、密に連携を取っていったと思います。

○西銘啓史郎委員長 休憩いたします。

(休憩中に、宮里委員から企画提案書が出る前にワシントンコア社と相談をしたことがあるかとの確認があった。)

○西銘啓史郎委員長 再開いたします。

山里永悟証人。

○山里永悟証人 よく覚えてないのですが、ただ積算をする際に、参考となる積算の根拠とかを求めることがございますので、参考見積とかいうことですね。2社から応募があって、仲井眞県政時代に米国における情報収集とか、知事が訪米するときの支援とかで、その2社に委託をしていたと思いますので、その何か参考となるような単価を聞いたようなことはあるんじゃないかなと。

○西銘啓史郎委員長 休憩いたします。

(休憩中に、宮里委員から企画提案公募の前にアメリカに行っているが

その時にコア社と相談したことがあるか簡潔に答えてほしいとの発言があった。)

○西銘啓史郎委員長 再開いたします。

山里永悟証人。

○山里永悟証人 すみません。ちょっと記憶が定かではない、定かではないところがございます。

○西銘啓史郎委員長 休憩いたします。

(休憩中に、宮里委員から山里証人が先ほど2社から参考で見積りを取るような話をしていたが、それを含めて相談していたなら相談していたでいいのではないかという確認であるとの発言があった。)

○西銘啓史郎委員長 再開いたします。

山里永悟証人。

○山里永悟証人 記憶を鮮明にするのがちょっと非常に難しく、難しいんですけど、今おっしゃってるような、ちょっと参考となるような見積りを取るためのこういった内容で出してくださいとか、そういった話はしているんじゃないかなと思います。

○宮里洋史委員 分かりました。

以上です。

○西銘啓史郎委員長 休憩いたします。

(休憩中に、2時間を経過したところであるため、そのまま続行するか、一旦は打ち切って後日改めて続きをやるかについて協議した結果、そのまま続行することとなった。)

○西銘啓史郎委員長 再開いたします。

次に、比嘉瑞己委員。

○比嘉瑞己委員 よろしくお願いいたします。

山里さんが本庁の地域安全政策課に、この法人登録の必要性を伝えたのはいつなんでしょうか。平成26年なのか、27年なのか。

○山里永悟証人 記憶がはっきりしないんですけど、それでは済まないと思いますので、企画提案の応募を募って企画書が出てきました。具体的に事業が始まるときには、米国で公式に認められる米国法人としての事務所の設置が必要ということは、もう当初から予定されていたというふうに思います。私が伝えたというよりはそれはもう共有されていて、我々はそのとおりに動いたということだと思います。

○比嘉瑞己委員 副所長である山里さんから、その必要性を伝えたわけではないんですか。もう既に共有されていた。

○山里永悟証人 地域安全政策課の文書で、駐在での活動のためには——これは調査検証委員会の報告書にも載っているんですけど、米国で公式に認められる米国法人としての事務所設置が必要ということは、地域安全政策課は、遅くとも5月7日には明確に認識していたというふうに記述があって、それは地域安全政策課自体が出した文書にそう書いてあったんですね。その文書を作成したのは——先日、担当班長だった金城班長が来てたと思うんですけど、金城班長は自分は6月から担当になったので、6月以降しか分からないというお話をされてたと思います。

この文書を作成したのは、4月、5月、担当していた担当主幹がいまして、自分、先日当時の担当主幹と話をしました。4月の当初からこれは共有して予定されていたと思うんだけど。彼もそうだったということで覚えていてくれました。

○比嘉瑞己委員 じゃ、課の中では認識はあった。実際に、この法人設立のための決裁手続を取ったかどうかというのは、山里さんは御存じですか。

○山里永悟証人 それも当時の担当主幹と話してみたのですが、アメリカ側の手続だからということで、本庁側の手続については、彼も思いが至らなかったということでした。

○比嘉瑞己委員 思いが至らないっていうのは、本庁側では手続はやっていな

かったという意味ですか。

○山里永悟証人 はい、本庁側では手続は取られておりませんでした。

○比嘉瑞己委員 そうですね。そういうのがやるべきだと分かっていたらやっていたであろう。決して不作為ではなかったということを昨日もおっしゃっていました。

ちょっと変わりますが、運天所長ですね、確かに定款は見たけれども株式会社とは思わなかったと言っていたそうです。この点については、どう思われますか。

○山里永悟証人 平安山所長も私も、この事務所の法人に関しては営利活動をしていない。この株式というものは、沖縄県の資金によって事務所が設置されていること、運営されてることを明示するためのもので、沖縄県に対してしか発行しないものであるという、そういう説明を受けていたと思いますので、特殊な形態だというふうに認識してしまっていたと思います。

○比嘉瑞己委員 今のこの2つのところが、やっぱりちゃんと言えなかったから、最初のボタンがですね、ちゃんとできていないから後々の問題につながっていったと思います。

私からは、以上です。

○西銘啓史郎委員長 次に、仲里全孝委員。

○仲里全孝委員 山里さん、よろしくお願いします。

平成26年山里さん、初めてアメリカに渡米したと思うんですけども、上司の出張命令はいつでしたか、出張命令。

○西銘啓史郎委員長 休憩いたします。

(休憩中に、山里証人から米国への赴任についての辞令のことでよいかとの発言があり、そのとおりとの確認がされた。)

○西銘啓史郎委員長 再開いたします。

山里永悟証人。

○山里永悟証人 正確な日付は、すみません述べられませんが、2月の末、平成26年度の末なので、平成27年4月1日からワシントン駐在だという辞令だったと思います。ちょっと正確な日付はないんですが、3月の手前、2月の下旬だったと思います。記憶の限りですみません。

○仲里全孝委員 2015年の2月でよろしいでしょうか。

○山里永悟証人 平成27年なので、2015年だと思います。

○仲里全孝委員 山里さん、この法人組織は誰が申請したんですか。

○山里永悟証人 法人登録の申請ですね。ちょっと当時は、弁護士に手続をお願いをしている状態でしたので、弁護士が手続をしてくれたんだと思います。

○西銘啓史郎委員長 休憩いたします。

(休憩中に、仲里委員から具体的に申請者は誰か答えてほしいとの確認があった。)

○西銘啓史郎委員長 再開いたします。

山里永悟証人。

○山里永悟証人 昨今、先生方の調整の中で、具体的な弁護士の名前がよく出てきますので、そこでちょっと名前は認識はしているんですけど、当時その弁護士の名前まで覚えていたかどうか、ちょっと思い出せなくて、ただ弁護士が手続をしてくれたということは確かだと思います。

○仲里全孝委員 山里さん、当時ですね、山里さんが2月に赴任して、会社が成立されているのが2015年の5月12日になっているんですよ。そのときの、山里さんはこの弁護士との関わりなかったですか。

○山里永悟証人 辞令をもらったのは2月末頃ですが、赴任をした、辞令が開始されるのは、4月になりますので、赴任は4月以降になります。弁護士との調整は早く始まったと思いますので、弁護士とのヒアリングとかは、4月から

始まったと思います。

○仲里全孝委員 登録書を確認したのはいつですか。

○山里永悟証人 ワシントンD Cから発行された登録書を確認したのは、5月に入ってからでした。知事訪米の準備を急ぎなさいと言われて、知事訪米の準備で忙殺されている中で受け取ったような記憶があります。

○仲里全孝委員 誰からブリーフィングを受けたんですか。

○山里永悟証人 ブリーフィング、ヒアリングとか弁護士と直接行いまして、本庁から訪米の準備を急ぎなさいということで、前日、訪米の準備状況について確認とか調整が頻繁に来るようになる状況になっていましたので、その法人登録証とかを持ってきてくれたのは、委託事業者が持ってきてくれたんじゃないかと思います。

○仲里全孝委員 再度確認するんですけど、この登録書を確認しましたか。

○山里永悟証人 正直、もう訪米の準備で忙殺されている状態ではございましたが、平安山所長がこの法人登録書、今は法人設置認可証と基本定款というふうに表現されているんですが、我々ワシントンD Cから発出されている、この2枚ですね。見てもらえば分かるんですけど、発出日が年月日分まで同じなんですよ、分まで。我々は設置認可証と基本定款というふうにいくと、分けて読んだことがなくて、ワシントンD Cから発信されている設置認可書の1枚目2枚目というふうに、ずっと認識していたんですね。平安山所長もその認識だったと思いますが、ちょっと知事訪米の準備で忙殺されている中で、受け取った状態ではございました。

○仲里全孝委員 山里さん、前回の参考人としての発言でですね、山里さんはあえて知事が県民にアピールをした、そこには平安山さんもしました、私もいましたと。そこには、当時の翁長前知事はですね、この登録書を県民に公表していたんですよ、それは間違いないですか。

○山里永悟証人 はい、ちょっと少し仲里委員と食い違いがございまして、平安山所長は知事から見れば、少し唐突にですね、その法人登録証のこの説明を

1 枚目 2 枚目をたしか説明をされていると思いますが、その場にはちょっと私は同席できていなくて、マスコミも出入りするような場で、急にその説明をされたので、予定にはなかったんですが、マスコミからの写真撮影に要望に応じて写真撮影をして、新聞にも掲載をされたということでございます。

○仲里全孝委員 その時にですね、山里さんはあえて主張しているわけですから、この登録書を確認していると思うんですけども、確認されていませんか。

○山里永悟証人 平安山所長が知事に説明されてマスコミの写真撮影に応じたということはございますが、やはり知事訪米の準備と知事訪米のさなかでしたので、ちょっとそこまで十分に確認ができていたのかなというところは、少し自信がございません。

○仲里全孝委員 確認させてください。その当初のね、平成27年から渡米しているというふうに聞いているんですけど、当初のビザの種類を教えてください。

○山里永悟証人 当初は、B 1 ビザで渡米をいたしました。

○仲里全孝委員 誰が申請したんですか。

○山里永悟証人 私が申請いたしました。

○仲里全孝委員 B 1 ビザというのは、外務省とか国の職員が申請するんですけど、どのように申請されたんですか。

○山里永悟証人 B 1 ビザは、インターネットで申請までは可能で、その後在沖米国総領事館で面接を受ける流れでございました。

○仲里全孝委員 当初の渡航目的を教えてください。

○山里永悟証人 ワシントン駐在として渡航をしますということを、面接で説明をした覚えがあります。

○仲里全孝委員 それから L 1 ビザに変わったのはいつですか。

○山里永悟証人 正確な年月日を正直覚えていないんですけど、でも間違えていたらすみませんが、10月とかになってしまったのかもしれませんが、2015年度ですね。間違えていたら、すみません。

○仲里全孝委員 その申請内容を教えてください。L 1 ビザの申請内容を教えてください。

○山里永悟証人 ちょっとF A R Aの登録とかと混同しているのかもしれませんが、沖縄県の状況をアメリカに伝えるとか知事訪米とかの対応で国務省、国防総省への面会の手配をするとか、あとはそうですね、主にそういった内容を書いていたんじゃないかなというふうに思います。

○仲里全孝委員 山里さん本人で申請されたわけですか。

○山里永悟証人 弁護士の方に作成をしていただきました。

○仲里全孝委員 申請書を確認されましたか。

○山里永悟証人 はい、申請書を確認したと思います。

○仲里全孝委員 そこにサインをしました。

○山里永悟証人 はい、サインをしていると思います。

○仲里全孝委員 そこで添付資料が、法人組織の添付資料が絶対条件となっているんですけども、添付資料されていますよね、法人組織の沖縄プリフェクチャーD Cオフィスインクの、法人組織の添付資料されていますよね。

○山里永悟証人 添付資料まで正確に記憶はしていませんが、添付することになっているのであれば添付されていると思います。

○仲里全孝委員 先ほどもありましたけれども、公務員が直接L 1 ビザの取得に当たって、何か違和感なかったですか。

○山里永悟証人 沖縄県職員の駐在員であるということは説明した上で、作成してもらっているのです。また他県さんでも、他県の職員さんもL1ビザを取得していると聞いたことがあったので、そこは大丈夫なのかなと思っていました。

○仲里全孝委員 公務員としてね、会社に派遣されるか、あるいは一時休業して、向こうに一時的な派遣に出張するかとかですね。そういう従事の許可は下りていないんですよ。そこで公務員自ら申請をして、Lビザを取るというのは違和感なかったですか。

○山里永悟証人 これは先日の、担当班長だった金城さんも本庁側の認識を伝えてくれたのですが、法人登録をしたということは、本庁側もですね、認識はしていたけれども、営利活動はしないということで営利企業従事許可は不要と考えていたということで、また県の当時の考え方の整理としても、自主的に営利企業に当たる活動はしていなかったもので、営利企業従事許可は不要と判断されて整理されていたのではないかと思います。私もそのような認識だったと思います。

○西銘啓史郎委員長 休憩いたします。

(休憩中に、委員長から山里証人へ質問には的確に答えるようにとの注意があった。)

○西銘啓史郎委員長 再開いたします。
山里永悟証人。

○山里永悟証人 先ほど申し上げたように、専門の弁護士さんが作成してくれていたもので、特に違和感とかいうことは感じていなかったと思います。

○仲里全孝委員 そこでですね、山里さん。1番ちょっと疑問に思うんだけれども、公有財産登録、その時で、山里さん自らですね、なぜ主張できなかったんですか、県庁本庁に。

○山里永悟証人 おそらく運天所長から指摘されるまで、そこに思いが至らなかったということだと思います。

○仲里全孝委員 山里さん、この法人登録証を見るとですね。沖縄県に関わることが一切書かれていないんですよ。弁護士の名前で登録されている。それもダニエル・Ｓ・クラカワーさん、それ違和感なかったですか。

○山里永悟証人 正直、沖縄県の駐在がアメリカで適法に活動ができるための受皿づくりとして整理してくれて、弁護士さんがつくってくれていたもので、それ弁護士さんがつくってくれていることだから、大丈夫だろうという、そういう認識だったと思います。

○仲里全孝委員 そこでF A R Aを登録されております。誰の指示だったんですか。

○山里永悟証人 アメリカで外国の団体政府の代理が、アメリカの政策に影響を与えるような活動するときには、F A R Aの登録が必要なので誰からの指示というよりは、これも当初からそれをやらなければいけないという予定が立っていて、そのとおりに進めたということでございます。

○仲里全孝委員 F A R A登録の目的を教えてください。

○山里永悟証人 沖縄の基地問題に関連する情報収集で、特に連邦議会にも出入りすることがございますし、連邦議会議員の補佐官であるとか政策に影響のある方に沖縄の情報を知ってもらい、そういった活動もしますので、これが政治活動をとみなされる可能性は十分でございますから、そのために必要となる登録をしたということでございます。

○仲里全孝委員 公務員が直接、アメリカ合衆国に行って、政治活動をする。F A R Aを登録する、その時に、違和感はなかったですか。山里さんは。

○山里永悟証人 F A R Aの登録をして、F A R Aで求められている報告を行えば、アメリカの規制に沿った活動ができるという認識でございました。

○仲里全孝委員 先ほどもありましたけれども、事業の内容にですね、委託費の中に、ビザの申請費、F A R Aの申請費、これ含んでいますか。

○山里永悟証人 はい、含まれていたと思います。

○仲里全孝委員 その事業を構築する前に、相談した企業はどこですか。

○山里永悟証人 はっきりは覚えていないのですが、ちょっと先ほどもお答えしたように、仲井眞県政時代から米国における情報収集や知事訪米の対応支援をしていていた事業者に、参考となる見積りをもらったんじゃないかと思いますので、そういった中でか。それともインターネットとかの調査でも何か分かる範囲もあったかと思います。

○西銘啓史郎委員長 休憩いたします。

(休憩中に、委員長から答弁は簡潔に答えるよう注意があった。)

○西銘啓史郎委員長 再開いたします。

山里永悟証人。

○山里永悟証人 契約したところが、どの会社といったのは言っているんですけど、仲井眞県政時代に委託していた事業者の名前、こういうの企業名を今出していいのか、ちょっと私判断できなくてですね……。

○西銘啓史郎委員長 休憩いたします。

(休憩中に、委員長から簡潔に答えるように再度注意があった。)

○西銘啓史郎委員長 再開いたします。

山里永悟証人。

○山里永悟証人 ちょっとそこは明確な記憶がございませんので。

○仲里全孝委員 山里さん、委託料の中に法人組織を登録した費用は含んでいますか。

○山里永悟証人 登録、はい。事務所の設置と必要となる登録業務というものは入っていたと思いますので、含まれていると思います。

○仲里全孝委員 法人組織の登録費用は含んでいるということで間違いはないですね。

○山里永悟証人 はい、含まれていると思います。実績報告のチェックを本庁で行いますが、含まれていると思います。

○仲里全孝委員 先ほど、1000ドルの株券に、山里さんは自らサインをされております。この1000ドルも委託料の中に含んでいますか。

○山里永悟証人 ワシントン駐在に係る経費は全て委託事業で賄われておりますので、その出資についても委託料が充てられているのではないかと思います。

○西銘啓史郎委員長 休憩いたします。

(休憩中に、仲里委員から含まれているかどうかについて再度確認があった。)

○西銘啓史郎委員長 再開いたします。
山里永悟証人。

○山里永悟証人 ちょっと細くなりますし、端的に言うと、その細かくまだちょっと私がちょっと分からない部分がございますが、委託料の実績報告で精算をするときというのは、領収書と合わせていくことになりますので、その出資金が事務所や駐在活动費の経費として、別に使われていった領収書として精算されているというふうに思いますので、そのような精算をされているんじゃないかなと思います。間違えていたら、すみません。

○仲里全孝委員 委託料に含んでいる領収書もある。この株券の目的はなんですか。

○山里永悟証人 推測も含まれて申し訳ないんですが、この事務所の法人が沖縄県の資金で設置されて、沖縄県の資金で運営されているということで米国側で必要なときに明示するためのものではないかと、少し推察いたします。

○仲里全孝委員 当時の所長平安山さん、副所長山里さんがサインしております

す。この指示をしたのは誰ですか。

○山里永悟証人 これもちょっと記憶の限りになってしまいますが、平安山所長がどなたから指示を受けたかというのは、ちょっと私は把握はしておりません。弁護士なりが組み立ててくれて説明を受けて、ワシントン駐在がアメリカで適法に活動するために必要な手続だと私は認識して、平安山所長がサインをすれば、追隨する形でサインをしたんじゃないかと思います。

○西銘啓史郎委員長 休憩いたします。

(休憩中に、委員長から山里証人はサインすることについて誰から指示を受けたのかについて答えるよう発言があった。)

○西銘啓史郎委員長 再開いたします。

山里永悟証人。

○山里永悟証人 誰の指示かというのは鮮明ではございませんが、説明を受けて平安山所長がサインをすれば、私は追隨する形でサインをしていました。

○仲里全孝委員 誰の指示ですかということをお願いします。

○山里永悟証人 誰かから指示があったかということは、記憶は定かではありません。

○西銘啓史郎委員長 休憩いたします。

(休憩中に、仲里委員から誰かから指示があったのか、自らサインしたのかいずれかしかないのではないかと確認があった。)

○西銘啓史郎委員長 再開いたします。

山里永悟証人。

○山里永悟証人 弁護士が組み立ててくれて、ワシントン駐在がアメリカで適正に活動するために必要な手続だという説明を受けて、平安山所長がサインをすれば私も追隨してサインをしたと。それしかないです、今答えられるのは。

○仲里全孝委員 山里さんはね、定款にもサインしているんですよ。株券にもサインしているんですよ。当時から法人組織に関わっているんですよ。全てサインしているのを山里さん本人が自ら業者と、あるいは弁護士団体と相談をして、自ら自分の責任でサインをされているんですよ。それで間違いないですか。

○山里永悟証人 ワシントン駐在がアメリカで適正に活動するために必要な手続だという説明を受けて、平安山所長がサインをすれば私も追隨する形でサインをしておりました。

○仲里全孝委員 委員長、私は平安山所長のことを聞いていません。山里副所長もサインされていますから、自ら自分でサインされたんですか、自分の意思でやったんですか、どちらですか。指示もなくて上司から指示もなくてサインされたんですか、どちらですかと聞いているんです。

○西銘啓史郎委員長 休憩いたします。

(休憩中に、委員長から山里証人に対して自己のサインに関する責任や立場という観点も踏まえながら答弁してはどうかという旨の発言があった。)

○西銘啓史郎委員長 再開いたします。

山里永悟証人。

○山里永悟証人 私にとっては、平安山所長は上司でしたので平安山所長がサインをすれば私もサインをしていたということでございます。

○仲里全孝委員 それでは、平安山所長に指示されたということでもいいですか。

○山里永悟証人 平安山所長がサインをして、君もサインをしなさいと渡されればサインをしておりました。

○仲里全孝委員 であれば、違うよ。言ったのかどうかなんですよ。

○西銘啓史郎委員長 休憩いたします。

(休憩中に、委員長から平安山所長からのサインの指示があったのかどうかのみを答えられればよいとの発言があった。)

○西銘啓史郎委員長 再開いたします。

山里永悟証人。

○山里永悟証人 平安山所長が説明を受けてサインをしたので、じゃ、君もサインをしないさいと渡されれば、私もサインをしていたという、その事実認識しかございません。

○西銘啓史郎委員長 いいですか。

○仲里全孝委員 よくない。なんでそれは、指示されなかったのかどうか……。

○西銘啓史郎委員長 指示されたか、されなかったのかどうか。されたらやったと思いますではなくて、また記憶にないなら記憶にないで……。

○仲里全孝委員 委員長。私が確認したいのは、ちゃんとサインしているんですよ、それを聞いているわけ。どういったことかということを聞いている……。

○西銘啓史郎委員長 簡潔に言うと、指示があったかなかったか。誰からと言うのも平安山さんからなのか、簡潔にお答えください。

○山里永悟証人 ちょっと答えを限定しなさいと言われても非常に難しくて、事実認識としては今、述べたとおりでございます。

○西銘啓史郎委員長 休憩いたします。

(休憩中に、仲里委員からサインすることについて誰から指示されたのか、誰からも指示されなかったのかを聞いているとの発言があった。)

○西銘啓史郎委員長 再開いたします。

山里永悟証人。

○山里永悟証人 証人喚問の場ですので、事実認識しかお答えできなくて。平安山所長が説明を受けて、平安山所長がサインをして、じゃ、君もサインしなさいと渡されれば、私もサインをしていたという、これが事実認識でございます。

○西銘啓史郎委員長 休憩いたします。

(休憩中に、委員長から山里証人対して再度正確に述べるように促しがあつた。)

○西銘啓史郎委員長 再開いたします。

山里永悟証人。

○山里永悟証人 平安山所長がサインをして、次は君のサインだよと渡されたので、追隨する形でサインをしました。

○仲里全孝委員 山里さん。法人組織設立であるにしても、株券の1000ドルであろうが、1万ドルであろうが財産取得は、議会承認。公務員としてどう思いましたか。

○山里永悟証人 アメリカ側で適切に活動するために、この事務所の法人が沖縄県の資金で設置運営されているということを明示するためのものだったというふうに認識していたと思います。そのため何か調査があつたときに、すぐに対応できるように弁護士事務所で保管をしていたのではないかと思います、そこまでしか思いが至りませんでした。

○西銘啓史郎委員長 休憩いたします。

(休憩中に、委員長から質問に対して答えるようにとの発言があつた。)

○西銘啓史郎委員長 再開いたします。

山里永悟証人。

○山里永悟証人 アメリカ側で、その事務所の法人が沖縄県の資金で設置されたということを明示するため、アメリカ側で調査が入ったときに提示するとい

う認識しかなかったと思ひまして、この本庁側での手続についてまで思いが至ってなかったのではないかというふうに思います。

○西銘啓史郎委員長 次に、上原快佐委員。

○上原快佐委員 お疲れさまです。私で最後になりますので、もうそろそろ3時間になりまして、お疲れかと思ひますけれども、よろしくお願ひします。

最後なので、ちょっと総論的な部分で質疑をさせていただきたいんですけれども。最初に参考人ですね、来ていただいてから大分時間がたっていますね。その間に、いろいろな参考人の方の証言であつたりですね、あとは第三者委員会、いわゆる調査検証委員会の報告書があつたり、監査委員の報告書があつたりですね。あとは沖縄県としての報告書もつい先日ありましたけれども、それらについて目は通しましたか。

○山里永悟証人 はい、目を通しました。

○上原快佐委員 その3つのこの報告書を読んでみて、御自身の見解と大きく相違する点であつたりだとか、あとは新たな事実等を思い出したことはありますか。

○山里永悟証人 すぐにまとめることが非常に難しいぐらいのボリュームでございまして、ただ大変多くの方に御迷惑をおかけしておりますし、こう言ったら怒られるかもしれませんが、県の報告書をまとめるときに、基地対策課の職員も大変な苦勞をしてしまったというふうにいろいろ思つたり、知事にも大変な御迷惑をおかけしておりますので、ちょっと今すぐにはちょっと頭の整理ができないような状態になっております。

○上原快佐委員 ちょっと総論的に聞いてしまったので、なかなか簡単に端的にお答えするのは難しいとは思ひうんですけれども、沖縄県の報告書というのが、やはり最後に出てきましたので、それは調査検証委員会の報告書であつたり、監査の報告書も踏まえての報告書であつたと私自身は認識しているんですが、沖縄県の報告書の中では指摘されているのが、設立当時の様々な課題というのが指摘されている中で、文書によるこの意思決定というのが、やはりちゃんとうまくいっていなかったんじゃないかということと、手続とか認識が欠如していたんではないかという指摘がされているわけなんです、その指摘について、

現段階でどのようにお考えなのか、お聞かせいただけますか。

○山里永悟証人 平安山所長も私も駐在が活動するためには、米国で公式に認められる米国法人としての事務所設置が必要といったことは、当初から予定されておりまして、知事訪米というのがもう5月末ということで目前に控えている中で、必死に取り組んでおりました。その中で弁護士との調整もしたり、沖縄県の駐在が設置されましたということで、国務省の日本担当の部署のところにも挨拶に回ったりしながら、弁護士と調整しながら、この事務所の設置登録といったものも進めていくような状態でございました。そんな中、ウェブ会議で法人登録というのを進めますということも説明をして、その上で、知事訪米の準備を急ぎなさいということでしたので、まさかあのそんなワシントンの規制を横に置いて、無登録で進めなさいということは考えられませんので、私どもとしては適正に活動ができるように、弁護士の指導に沿って手続を進めたという認識ではございましたが、結果として本庁側の手続を適正に取ってもらうような、ちょっとフォローアップが至らず、このような大変な御迷惑につながっているものと反省しております。

○上原快佐委員 報告書の中でもそうですけれども、今までの参考人からの答弁というか、証言の中でもですね、やはり組織の改変があったりだとかですね、組織体制が脆弱であったりというのは、ちょっと人数が少なかったりとか、あとは報告書の中では性急に進めてしまったがために、事前のリスク管理というか検討不足というのがあったかと思うんですが、これ十分にですね、事前に時間が取れていれば、このような課題というのは特に起こらなかったというふうにお考えですか。

○山里永悟証人 県の報告書を読まさせていただきました、実際のところは、もう4月から渡米をして、もう5月末には知事が訪米されるということでございまして、非常に急ピッチに進めざるを得ないという状況でございました。県の報告書では、本来あるべき準備というものはスキームの過程を組み立てて、それに必要となる日米の法律を精査して、その中で本庁で取るべき事務手続というのも、知事公室だけではなくて総務部をはじめとして、関係部局で調整をして整理をして固めていく進めていくべきだったと。その中には、日米の法律の専門家の方も中に入れてしっかりと精査していくべきだったということだと思いますし。私も全くそのとおりだとは思いますが、現実問題、知事訪米の準備を急ぎなさいと言われていた中で、ちょっとそこまで本当に対応ができたの

かなというのは思いました。

○上原快佐委員 以上です。

○西銘啓史郎委員長 以上で、山里証人に対する尋問は終了いたしました。

この際、山里証人に対し、委員会を代表して、一言申し上げます。

本日はお忙しい中、御出席いただきまして心から感謝申し上げます。

山里証人、ありがとうございました。

休憩いたします。

(休憩中に、証人退席)

(休憩中に、次回以降の日程等について事務局からの説明を踏まえて協議した結果、①12月19日金曜日午後1時30分から平安山英雄氏の証人尋問を行う、②その他の証人については委員長が追って提示する、③米国にいる対象者2名(中阪氏、クラカワー氏)への対応については委員長預かりとして後日整理したものを再度提案する、④次回以降で年明け以降の委員会スケジュール(案)を提示する、⑤新たな3つの記録要求については内容を確認した後に改めて後の委員会にて正式に請求を決定する、⑥新たな証人喚問候補者の2名の取扱いは理事会で協議することについて確認した。)

○西銘啓史郎委員長 再開いたします。

まずは証人喚問の日程については、先ほど言った日程でもう一度確認をさせていただきます。海外の方々についてももう一度、事務局と私のほうでも委員長で調整をして御報告したいと思います。

それから新たな資料の追加については、整理をして要求をしたいと思います。黒塗りを外すことも含めて。

それから新たな証人喚問候補者については、比嘉委員からありましたけれども、こういったことを聞くかも含めて、これは理事会のほうで整理をして、またお示ししたいと思いますので、それでよろしいでしょうか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○西銘啓史郎委員長 御異議なしと認めます。

よって、さよう決定いたしました。

以上で、予定の議題は終了いたしました。
委員の皆さん、大変お疲れさまでした。
本日の委員会は、これをもって散会いたします。

沖縄県議会委員会条例第27条第1項の規定によりここに署名する。

委員長 西 銘 啓史郎